九大落語研究会ＯＢ会会則

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　２０２１年４月１日改訂

第１条　　（名称）

　　　　　　本会は九大落語研究会ＯＢ会と称する。略して、九大落研ＯＢ会と称する。

第２条　　（設置場所）

　　　　　　本会事務所は、福岡市東区香椎６－２１－２６（高橋正博　宅）に置く。

第３条　　（目的）

　　　　　　本会は九大落研ＯＢ相互の親睦と連携を図り、落語の神髄を日本の人々

　　　　　　に広く親しんでもらうように、公演等を通じて挫折することなく活動していく。

第４条　　（事業）

　　　　　　本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

　　　　　　　（１）会員相互の親睦と連携を図るため、連絡事務を行う。

　　　　　　　（２）日本の人々が落語に親しんでもらうため、会員から希望者を募り不定期に好きな所で、落語公演を行う。

　　　　　　　（３）その他、本会の目的達成に必要な事項。

第５条　　（会員の資格）

　　　　　　本会の会員は、九大落研に在籍していた者とする。

第６条　　（資格の喪失）

　　　　　　会員が死亡した時は自然喪失する。

第７条　　（役員及び幹事）

　　　　　　本会は下記の通り役員及び幹事を置く。

　　　　　　　　会長　　　　　　　　　　　原　秀俊（苦笑　４期）

　　　　　　　　副会長　　　　　　　　　 高橋　正博（下駄八　６期）

　　　　　　　　会計　　　　　　　　　　　丸野　章（千代丸　６期）

　　　　　　　　広報・宣伝部長　　　　高橋　正博（下駄八　６期）

　　　　　　　　幹事　　　　　　　　　　　１０期毎に１、２名

第８条　　（役員及び幹事の選出）

　　　　　　役員及び幹事は、会員の自薦・他薦で決める。

第９条　　（役員及び幹事の任期）

　　　　　　任期は一応２ケ年とするが、本人の希望を優先する。

第１０条　　（役員及び幹事の役目）

　　　　　　役員及び幹事の役目は主に次の通りとする。

　　　　　　　（１）　会長は会を代表し、会務を総括し、会合の時のまとめ役となる。

　　　　　　　（２）　副会長は会長を補佐し、会合の時の書記を務め、会員への情報・通信を行う。

　　　　　　　（３）　会計は会の経理を行う。

　　　　　　　（４）　広報・宣伝部長は、マスコミへの営業、公演日時や場所の確保に努める。

　　　　　　　（５）　幹事は、担当世代の会員にこの会への参加及び公演時の演者の要請を行う。

第１１条　　（会合）

　　　　　　年に数回、福岡市内の適当な場所で、会員の自由参加で会合を開く。

第１２条　　（会費）

　　　　　　本会の運営費は会員の寄付金、及び公演収入をこれにあてる。

第１３条　　（会計年度）

　　　　　　本会の会計は、毎年4月1日より翌年3月31日までの1年間とする。

第１４条　　本会則は、２０１４年１２月１日より施行する。

　　　　　　　　　　　　　　２０２１年４月１日に改訂